

熊本県専門学校授業料支援金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、意欲と能力のある私立の専門学校生徒が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べることを目的として、熊本県専門学校授業料支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する生徒（以下「対象生徒」という。）に交付する。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した生徒については、第3条に定めるところによる。

(1) 勉学に対する意欲がある生徒のうち、世帯（主たる家計支持者により判断する。）の経済的状況が以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 生活保護法による保護費の受給

イ 個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）

ウ 所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）

エ 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変

(2) 経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。

(3) 生徒が在学する専門学校について、次のいずれにも該当すること。

ア 私立の専修学校専門課程（専門学校）であること。ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校を除く。

イ 職業人材の育成を目的としていることを学則等で定めている専門学校（又は学科・課程・コース）であること。ただし、職業人材を目指すことを目的とした専門学校であっても、生徒が在籍する学科・課程・コースで判断した場合、その実施する教育内容が、職業人材の育成を目的としていることが判断できない場合には、当該学科・課程・コースについては対象とならない。

ウ 経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免制度に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により授業料減免を受ける生徒を決定していること。

エ 学則等で定める授業料の額並びに専門学校が実施する経済的支援の概要、

予算額及び支援総額を原則として当該専門学校のウェブページにより公表していること。

オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のウェブページにより公表していること。

カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度中に学校教育法に規定された学校評価（自己評価）を実施し、その結果を原則として当該専門学校のウェブページにより公表していること。

2 前項に該当する場合であっても、対象生徒が、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金を交付しないものとする。

- (1) 専門学校が授業料を全額免除することにより、専門学校に対して支払う授業料が存在しない者
- (2) 外国人留学生
- (3) 令和2年度以降に専門学校に入学した者
- (4) 高等教育修学支援新制度による支援を受けている者

(交付の対象：新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合)

第3条 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の生徒に対する支援金は、次の各号のいずれにも該当する生徒に交付する。

- (1) 勉学に対する意欲があり、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したことにより在籍する専門学校への授業料納入が困難であること。
- (2) 経済的に修学困難であることを理由に、在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。
- (3) 生徒が在籍する専門学校について、次のいずれにも該当すること。

ア 私立の専修学校専門課程（専門学校）であること。ただし、営利を目的とした法人により設置された専門学校を除く。

イ 職業人材の育成を目的としていることを学則等で定めていること。ただし、職業人材を目指すことを目的とした専門学校であっても、生徒が在籍する学科・課程・コースで判断した場合、その実施する教育内容が、職業人材の育成を目的としていることが判断できない場合には、当該学科・課程・コースについては対象とならない。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を決定していること。

エ 学則等で定める授業料の額並びに専門学校が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を原則として当該専門学校のウェブページにより公表

していること。

オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のウェブページにより公表していること。

カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度中に学校教育法に規定された学校評価（自己評価）を実施し、その結果を原則として当該専門学校のウェブページにより公表していること。

2 前項に該当する場合であっても、対象生徒が、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金を交付しないものとする。

- (1) 専門学校が授業料を全額免除することにより、専門学校等に対して支払う授業料が存在しない者
- (2) 外国人留学生

(支援対象経費及び支援金の金額)

第4条 経済的支援の対象となる経費は、学則等で定められた「授業料」とし、入学金、施設整備費、実習費等の納付金については対象とならない。

2 支援金は、一人の対象生徒に対して1年度に1回、交付するものとし、支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校の学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。

3 第2条に基づく支援金については、専門学校が実施する授業料減免額が対象生徒一人当たり年間20万円を下回る場合、支給の対象外とする。

4 第3条に基づく支援金の額については、25万円を超えないこととする。

(支援金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、支援金の支給に必要な事務手続を委任された専門学校の設置者（以下「学校設置者」という。）が行うものとする。学校設置者は対象生徒から受領した熊本県専門学校授業料支援金受給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに、以下の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 専門学校の授業料減免に関する規程（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した生徒への支援で、緊急に対応が必要となったため規程が整備されていない場合は、客観的な方法により減免対象者を決定していることが判別できる資料）
- (2) 熊本県専門学校授業料支援金交付申請書（別記第2号様式）
- (3) その他、知事が必要とする書類

- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項とする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否、交付金額を決定する。

- 2 規則第6条の規定による支援金の交付決定の通知は、熊本県専門学校授業料支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により学校設置者に対して行うものとし、学校設置者は、熊本県専門学校授業料支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により、各対象生徒に対して交付決定の通知を行うものとする。

(交付決定の変更)

第7条 規則第7条第1項の変更事由は、支援金の交付額の算定に用いた数の変更、錯誤及び交付決定以降に生じた対象生徒の状況の変化により、支援金の交付額に変更を生じる場合とし、変更交付申請は、熊本県専門学校授業料支援金変更交付申請書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による変更の決定通知は、熊本県専門学校授業料支援金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、学校設置者に対して行うものとし、学校設置者は、熊本県専門学校授業料支援金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、各対象生徒に対して変更交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、熊本県専門学校授業料支援金に係る実績報告書（別記第8号様式）により行うものとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い期日とする。

(交付額の確定)

第10条 規則第14条の規定による支援金の交付額の確定通知は、熊本県専門学校授業料支援金確定通知書（別記第9号様式）により学校設置者に対して行うものとし、学校設置者は、熊本県専門学校授業料支援金支給実績通知書（別記第10号様式）により、各対象生徒に対して支給実績額を通知する。

(支援金の請求等)

第11条 知事は、支援金の交付を行うときは、前条により確定した金額を、学校設置者の指定金融機関の口座に振り込むことにより行うものとし、学校設置者は熊本県専門学校授業料支援金支払請求書（別記第11号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、生徒に代わり支援金を受領し、その有する当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は平成27年9月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年（2021年）1月19日から施行する。

附 則

この要項は令和3年（2021年）3月31日から施行し、令和3年（2021年）3月11日から適用する。